

岩木川で悪質な不法投棄を発見 ～河川敷に多量の石膏ボードが投棄される～

12月23日(月)11時10分頃、つがる市木造出野里船川地内の岩木川左岸20.0k付近において、多量の石膏ボード等の不法投棄を当事務所が委嘱している河川愛護モニター員が発見しました。

モニター員からの報告を受け、青森河川国道事務所ではつがる警察署に通報を行い、本日12月24日に警察と合同で状況確認を行いました。

不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ①発見日時 令和元年12月23日(月)11時10分頃 (12月24日10:00頃出張所報告受理)
- ②発見場所 つがる市木造出野里船川地内の岩木川左岸20.0k付近
- ③投棄状況 建材用石膏ボード (軽トラック3台分程度)
- ④措置状況 現地に警告看板を設置。
令和元年12月24日15:00からつがる警察署と合同で状況確認。
- ⑤その他 直近(12月3日(火))においては異常は確認されておりません。

※ 不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

- ◇「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
(法人等の場合は3億円以下の罰金)

※発表記者会 : 青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

河川占用調整課長 山田 聡

TEL017-734-4537 (直通)

不法投棄現場 位置図

つがる市木造出野里船川地内
(岩木川20.0k左岸)



状況写真

